

群馬東部水道企業団
みどり支所建設基本計画

令和2年7月

群馬東部水道企業団

—目 次—

はじめに

1. みどり支所建設の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 現支所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

新支所建設基本計画

- 基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第1章 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 整備方針

1. 利用しやすく親しみやすい快適な支所・・・・・・・・・・3
2. 住民の生活を守る安全・安心な支所・・・・・・・・・・5
3. 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な支所・・・・・・・・6
4. 地球環境に優しいエコな支所・・・・・・・・・・7

第3章 施設計画

1. 予定地の建築物の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 支所の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第4章 事業計画

1. 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 概算事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

参考資料

- 資料 新支所の面積の算定根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

はじめに

1. みどり支所建設の必要性

群馬東部水道企業団（以下、企業団）設立以来、みどり地区の水道事業を担うみどり支所を、みどり市大間々庁舎（以下、大間々庁舎）2階の一角を借り受け企業団の業務を行っておりましたが、企業団独自の事務所運営を行おうとしても、業務の内容によっては所有者であるみどり市の了解を得なくてはならないなど制約を受けることが多くあります。

また、近年みどり市においても施設の統廃合や新庁舎建設について新たな計画の模索が始まっており、今後において大間々庁舎での業務が行えるか不透明な状況です。

さらには、今現在みどり支所で管理している修理部品等がみどり市教育庁舎敷地内で保管されているなど、機材の保管場所が分散しており漏水修理等において即応性に欠けるなど、管理業務においても支障が出ております。

以上のことから、みどり地区内に需用者の利便性が高く、安心して利用できる支所を実現するため、早急に新支所を建設する必要性があります。

2. 現支所の状況

(1) 執務空間等の不足

みどり支所の事務所機能は大間々庁舎2階に集約されていますが、執務スペース以外の空間が無く、来庁者の待合スペースや相談スペース等が十分に確保できないなどの問題や、書類等を保管する書庫及び倉庫等のスペースが不足しているなどの問題があります。

一方みどり市においても、公共施設の統廃合や新庁舎建設などの新たな事業計画の模索が始まっており、企業団としての新たな業務スペースをみどり市の庁舎内に確保することが難しい状況にあります。

(2) 支所のバリアフリー対応の不足

公共施設においては高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーへの対応が必要ですが、古い基準で建設された大間々庁舎は、視覚障がい者用の案内板や誘導用ブロック、階段両側に手すりが設置されていないなど、バリアフリー新法等の基準に十分な対応が図れていません。

(3) 防災拠点機能強化の限界

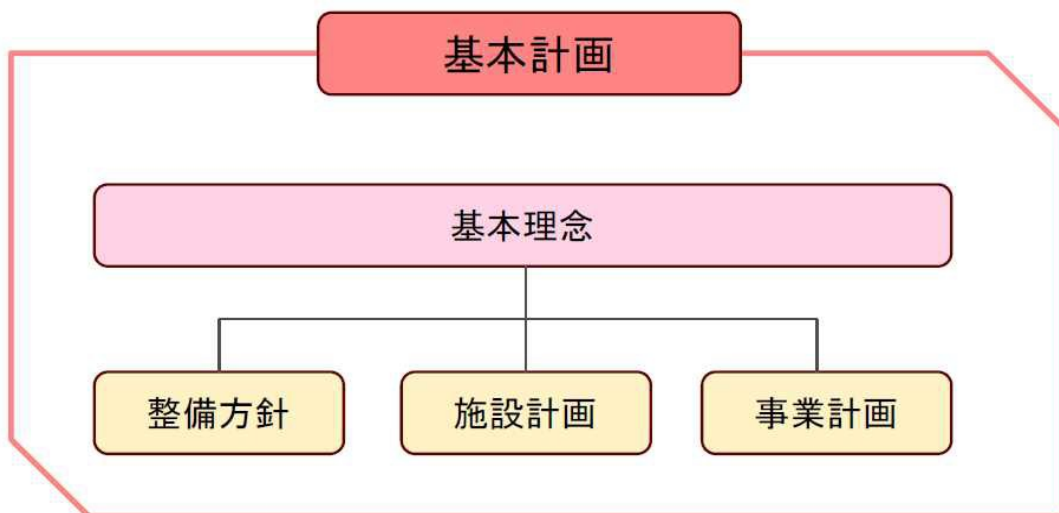
企業団の支所は、災害時に被災者に対し早急な支援、復旧・復興活動などを行う防災拠点としての役割を果たせなければなりません。現支所では、スペースやライフラインの確保などの課題があり、防災拠点機能の強化に限界があります。

みどり支所建設基本計画

基本計画とは

みどり支所建設基本計画は、現支所の課題を解決するとともに、将来にわたって親しまれる東部水道企業団らしいみどり支所を建設するため、設計や工事に当たって配慮すべき基本的な考え方を定めた支所建設の指針となる計画です。本計画においては、企業団が目指す理想の支所の在り方を示すとともに、それを実現するための基本的な考え方として4つの基本理念を掲げています。

また、この4つの基本理念を踏まえて、必要な機能、施設及び手法を示す整備方針、建設場所、施設の規模及び周辺施設の整備に関する考え方を示す施設計画、スケジュール及び事業費を示す事業計画についても併せて定めます。



第1章 基本理念

企業団では、水道事業の基本理念である「安全で安心な水を安定供給し続ける水道」に基づき、需用者に対して親しみやすさと便利さを兼ね備えてた支所を実現し、住民サービスの拠点となる支所の建設に当たっても、地域住民にふさわしい安らぎと快適さを感じられるぬくもりのある支所を目指していきます。

さらには、東日本大震災を契機に住民の防災意識が高まる中、今後高い確率で発生するといわれている首都直下型地震や、昨今の異常気象により増加傾向にある自然災害に備えるとともに、災害時には住民の生命と生活を守る防災拠点として、速やかな復旧・復興活動が可能となる災害に強い支所建設に取り組みます。

そこで、訪れた全ての人に親しまれる安心で快適な支所を目指し、現支所の課題を踏まえて、次ページに掲げる4つの基本理念を基に検討を進めます。

4つの基本理念

1. 利用しやすく親しみやすい快適な支所
機能的で分かりやすいレイアウトとするなど、誰もが利用しやすい支所とするとともに、職員が能力を十分に発揮できるよう働きやすい職場環境を整備します。
また、企業団らしい親しみを持てるデザインや施設を取り入れ、住民にとって身近な支所を目指します。
2. 住民の生活を守る安全・安心な支所
地震等の災害発生時に復旧・復興活動を迅速に行える機能を整備し、防災拠点機能の拡充を図ります。
また、平常時においても、安全・安心に利用できるよう防犯対策の強化を図ります。
3. 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な支所
機能性を重視したシンプルで効率的な支所を目指すとともに、維持管理を容易にし、建物の長寿命化を図ります。
また、時代のニーズに即した住民サービスを適切に提供するため、将来の変化に対応できる柔軟で効率的な支所機能を整備します。
4. 地球に優しいエコな支所
地球に優しいエコな水道の実現に向け、自然エネルギーの活用や省エネルギー技術を積極的に採用することでZEBの実現に努めます。

第2章 整備方針

新支所の建設に向けて掲げた4つの基本理念を基に、それぞれの基本理念を実現するために必要な機能、施設及び手法について、整備に当たっての基本的な方針を示します。

1. 利用しやすく親しみやすい快適な支所
 - 1) 誰もが利用しやすいレイアウトと設備の採用
来庁者の動線に配慮した利用しやすいレイアウトを実現します。
また、バリアフリーやプライバシーに配慮した誰もが利用しやすい支所とします。
 - ①ユニバーサルデザインを取り入れた支所機能の整備
高齢者、障がい者、乳幼児を連れた方、日本語に不慣れな方など、全ての人々が利用しやすいよう配慮するため、通路の幅員の確保、多目的トイレの設置、誰にでも分かりやすい案内板の表記の検討など、ユニバーサルデザインを取り入れた支所とします。

②窓口機能の集約

住民利用の多い料金窓口業務を入口付近に配置し、関連した窓口を近接した位置に配置することにより、一連の手続をスムーズに行えるようにします。

③分かりやすい案内サインの設置

床、頭上の空間などを利用し、誰でも分かりやすく目的の場所に誘導できるよう色彩にも配慮したサイン表示を行います。

また、各窓口到手続内容等を示した案内表示板を設置し、目的の窓口を容易に見付けられるようにします。

④利用形態にあった窓口スペース、カウンターの設置

手続に必要な時間やスペース、また、主な来庁者を考慮し、機能的に窓口スペースを確保し、誰もが利用しやすい窓口にします。

⑤個別相談室の設置

個人のプライバシーに配慮し、来庁者が安心して利用できる相談スペースを設置します。

⑥機能的な会議室の設置

多様な会議に対応できるよう、必要に応じてパーティションなどで自由に仕切れる機能的な会議室を配置します。

さらに、災害時には災害対策本部の機能を有するような、設備を配置します。

⑦キッズスペース等の設置

ベビーベッドや授乳室、キッズスペースを設け、乳幼児を連れの方が利用しやすい環境を整備します。

2) 職員が働きやすい環境の整備

住民サービスの向上を目指し、職員が十分に能力を発揮できる効率的で快適な職場環境を整備します。

①快適な執務空間の確保

ゆとりある快適な執務空間を確保するとともに、執務室内で簡易な打合せを行えるスペースを確保するなど、効率的に執務を行える職場環境を整備します。

②職員の福利厚生機能の充実

職員が心身の健康を維持できるよう、福利厚生機能の充実を検討します。

3) 住民に親しまれるデザインと施設の採用

長期間にわたり、住民に愛着を持っていただけるデザインを採用します。

また、利便性が高く気軽に立ち寄れる施設を設置し、住民に親しまれる支所を目指します。

① 周辺の景観や自然に協調できるデザインの採用

支所建設予定地のすぐ脇には鹿の川沼があり、四季折々の風景を楽しんでいるみどり市民の憩いの場となっているため、景観を損なわないデザインとし、多くの方の印象に残り、安らぎを感じていただけるようにします。

② 住民が親しみを持てる施設の設置

住民が支所をより身近に感じ、親しみを持てるよう、気軽に立ち寄れる休憩場所を設置し、快適に過ごせる空間を設けます。

2. 住民の生活を守る安全・安心な支所

1) 高い耐震性能の確保と防災拠点機能の充実

地震発生時に倒壊又は崩壊しないだけでなく、発生後についても、行政機能を維持し、その後の復旧・復興活動が円滑に行えるような支所とします。

① 高い耐震性能の確保

高い耐震性能の確保することで、建物への被害を最小限し、地震発生後も支所機能を維持し、その後の復旧・復興活動を円滑に行うことができます。

また、非構造部材（天井、照明器具、設備機器等）についても耐震性能を確保するとともに、室内の棚やロッカー等の転倒防止策を行います。

② 代替給水設備等の検討

災害発生時に防災拠点となり、復旧・復興活動を円滑に行うためには、支所のライフラインの確保が必要となります。そのため、電気の供給が停止した場合でも、復旧するまでの間支所機能を維持できるよう、再生可能エネルギーを蓄電し利用できるシステムを採用します。

また、給水設備等についても継続して使用することができる施設の整備を検討し、その後の活動が円滑に行えるようにします。

③ 分かりやすい避難誘導計画の検討

火災発生時等に支所内にいる方がスムーズに避難できるよう、分かりやすい避難経路や誘導に必要な設備の設置を検討します。

また、障がい者の方に避難指示を伝えるサインやランプなどの設備を採用し、安全を確保します。

2) 支所内のセキュリティの向上

支所内では、多くの個人情報保有してありますが、毎日多くの方が来庁するため、個人情報の保護や防犯対策の観点から防犯カメラやセキュリティシステム等を導入し、セキュリティの向上を図ります。

①個人情報保護に配慮したレイアウトや収納スペースの確保

開庁時間中の個人情報の保護に加えて閉庁時間中の個人情報の保護にも配慮し、個人情報が記載された文書を適切に管理・保管できる収納書庫スペースを確保します。

②防犯対策の強化

出入口や利用者の多い窓口等に防犯カメラを設置することで、支所内の死角となる部分を減らすとともに、個室相談室の安全対策を強化し、防犯性能の向上を図ります。

また、効果的な位置にも防犯カメラを設置し、閉庁時間中の防犯対策を強化します。

③行政情報の発信源としての支所

来庁者にとって分かりやすく、見やすい位置に企業団や構成団体の情報スペースや掲示板を設置し、パンフレットや行政資料等を配置して、多くの来庁者に行政の情報を提供できるようにします。

3. 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な支所

1) 長期間の使用を想定したデザインや施設の採用

建設当初と変わらずに使用し続けられる支所を目指し、建物本体や設備の維持管理が容易な支所とします。

また、長期間にわたり住民に親しまれるシンプルなデザインとすることで、コンパクトな支所とし、建設費やその後の維持管理費を削減します。

①維持管理に配慮した施設設備の採用

建物の寿命は、適切なメンテナンスを行うことにより大きく異なります。建物本体に十分な点検スペースを確保し、長期間にわたり効率的な維持管理を行うことで、建物の長寿命化を図ります。

また、更新時や修繕時に迅速に対応できるよう、汎用性のある設備機器の採用を検討します。

②機能性を重視したシンプルなデザインの採用

建物や内装は、機能性を重視し、流行に影響されないシンプルで効率的なデザインを採用することで、建設費の削減に努めます。

2) 効率的な行政執務機能の確保

住民のニーズや組織機構の変更に対応するため、効率的で柔軟に利用できる執務空間を採用するとともに、高度情報化への対応を図ります。

① 将来の変化に対応できる効率的な執務空間の採用

職員相互のコミュニケーションを図ることができ、組織機構の変更に柔軟に対応できる執務空間とするため、できるだけ柱を少なくし、執務室の間仕切りを行わないレイアウトとします。

② 情報化への対応

行政運営の効率化及び住民サービスの向上のため、情報化社会の進展に柔軟に対応できるよう情報通信設備を拡充します。

4. 地球環境に優しいエコな支所

地球に優しい水道に向け、自然エネルギーの活用や省エネルギー技術の採用により環境負荷の低減に努めZEBの実現を目指します。

① 自然エネルギー設備の導入

屋上のスペース等を活用して太陽光発電設備など再生可能エネルギーを導入し、発電した電気を支所で利用します。

なお、自然エネルギーの活用にあたっては、災害時の利用にも配慮し、蓄電設備の設置を検討します。

② 省エネルギー、省資源設備の導入

省エネルギー効果が期待できるLED照明などの高効率な設備を採用します。

また、その他の省エネルギー設備等についても導入を検討します。

③ 建物自体で環境負荷の低減を可能とする支所

エネルギー効率が高い支所の構造を検討するとともに、建物自体の内外装材に断熱性に優れた建具やガラス等を採用し、材料面でも省エネルギーが可能となる支所とします。

④ 緑化の推進

周囲の環境との調和に配慮しながら、敷地内及び支所内の緑化に努めます。

第3章 施設計画

1. 予定地の建築物の規制

敷地の概要

所在地	みどり市笠懸町鹿288-1ほか
都市計画区域	区域内
区域区分（線引き）	非設定（非線引き）
22条区域	指定外（※1）
用途地域	無指定
容積率	400%（※2）
前面道路による容積率制限値	0.6（※2）
建ぺい率	70%（風致地区内は40%以下）（※2）
道路斜線	勾配1.5（※2）
隣地斜線	勾配2.5+31メートル（※2）
日影規制	規制なし（※2）
高さ制限	規制なし（風致地区内は15m以下）
北側斜線	規制なし

（※1）群馬県告示第329号による。（※2）群馬県告示第394号による。

2. 支所の規模

1) 人口の見通し

将来の人口を適正に見込むことは難しい面もありますが、総合的に判断すると、現時点においては、人口の大幅な増減は生じない見通しとなっています。

2) 執務面積

令和2年4月1日現在の支所職員数は23人ですが、業務内容及び職員数の見通しから、特別な要因がない限りは、今後も職員数の大幅な増減はないものと想定できるため、現在の職員数を元に執務面積を求めます。

積算の方法については総務省の起債許可標準面積算定基準、国土交通省の新営一般支所面積算定基準を基にして検討を行うものとします。（別紙検討資料参照）

この資料を基に総務省起債許可標準面積算定基準、及び国土交通省新営一般支所面積算定基準の状況から支所に必要な延床面積を算定すると、275㎡又は530㎡程度となります。

現実的には国土交通省基準では狭いことから、総務省基準の積算値を採用し、新支所の延床面積については、約530㎡を基本とすることとします。

また、この場合の階数については、地上1階を想定しています。

3) 各窓口の配置計画

新支所の各部署の配置計画については、住民サービス及び業務の効率性の向上を考え、住民が利用する窓口を並べて配置するようになります。

4) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場の整備に当たっては、高齢者や障がいのある方にも使いやすく、歩行者の安全にも配慮した施設とします。

第4章 新支所の事業計画

1. 事業スケジュール

新支所の建設は、以下の整備スケジュールを目標に検討を進めていきます。なお、新支所の供用開始は、令和4年2月を予定しています。

適用	期間
基本計画 実施設計	令和2年9月～令和3年2月
建設工事	令和3年4月～令和4年2月

2. 概算事業費

新支所建設に係る事業費を次のとおり想定します。概算で算出したものであり、今後の建設市場動向の変化などにより変動する可能性があります。

1) 建設費用

新支所の規模を延床面積530㎡とした場合の建設に要する費用は、次のとおり約2億1,000万円となります。

項目	概算額
基本設計・実施設計	2,380万円
工事費	1億5,900万円
工事監理費	1,590万円
引越し費	1,000万円
合計	2億0,870万円

2) その他想定される費用

項目	概算額
敷地内造成費	1,500万円
外構費	1,000万円
倉庫建設費	500万円
合計	3,000万円

参考資料

新支所の規模の算定に当たっては、一般に、総務省の起債許可標準面積算定基準、国土交通省の新営一般支所面積算定基準及び他市の事例に基づき面積を算出する方法があります。

1. 職員の内訳

組織名	次長級	課長級	補佐級 係長級	一般職員 (技師)	一般職員 (事務)	総数
G T S K	1	1	2	1		5
G T S S			1		7	8
G C C			1		5	6
クボタ			1	3		4
合計	1	1	5	4	12	23

2. 総務省起債許可標準面積算定基準による面積

区分		基準				床面積	
	役職	職員数	換算値	換算職員数	基準面積		
1	事務室	次長級	1	9.0	9.0	4.5人/m ²	40.50 m ²
		課長級	1	5.0	5.0		22.50 m ²
		補佐級 係長級	5	2.0	10.0		45.00 m ²
		一般職員 (技師)	4	1.7	6.80		30.60 m ²
		一般職員 (事務)	12	1.0	12.0		54.00 m ²
		小計	23		42.8		192.60 m ²
		2	倉庫	1の面積	192.60		指数
3	会議室等	総職員数	23	標準面積	7.00	161.00 m ²	
4	玄関等 (玄関廊下等)	1～3の 合計面積	378.64	指数	0.4	151.46 m ²	
合計						530.09 m ²	

3. 国土交通省新営一般支所面積算定基準に基づく算定
(地方小官署県単位以下)

区分		基準				床面積	
	役職	職員数	換算値	換算職員数	基準面積		
1	事務室	次長級	1	10.0	10.0	3.3 人/m ²	33.00 m ²
		課長級	1	2.5	2.5		8.25 m ²
		補佐級 係長級	5	1.8	9.0		29.70 m ²
		一般職員 (技師)	4	1.0	4.0		13.20 m ²
		一般職員 (事務)	12	1.0	12.0		39.60 m ²
		小計	23		37.5		123.75 m ²
		補正	面積小計	123.75	補正係数		1.10
	2	会議室	積算面積	職員100人当り40m ² 10人増すことに4m ²			8.00 m ²
補正			面積小計	8.00	補正係数	1.10	8.80 m ²
3	倉庫	事務所 面積	123.75	指数	0.13	16.09 m ²	
4	給湯室	6.5 m ² ～13 m ² まで 平均値9.9 m ²				9.90 m ²	
5	便所、洗面所	全職員数	25人未満	26.00 m ²		26.00 m ²	
6	玄関等 (玄関廊下等)	1～5の 合計面積	196.91	指数	0.4	78.77 m ²	
合計						275.68 m ²	

4. 新支所に必要な面積の算定

総務省の起債許可標準面積算定基準、国土交通省の新営一般支所面積算定基準に基づき算出した結果下記と通りとなります。

国土交通省基準での算出した結果の275.68 m²だとあまりにも狭いため、総務省基準で算出した530.09 m²に近い530 m²を採用したい。

総務省起債許可標準面積算定基準	530.09 m ²
国土交通省新営一般支所面積算定基準	275.68 m ²
採用面積	530.00 m ²

